

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給を開始します ～原則、ご指定いただいた口座に振り込みます～

千葉市では、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について、令和4年2月1日から振込口座等を確認するため、確認書の返送（又は申請）を受け付けています。

このたび、審査が完了した方について、2月18日（金）から順次、本給付金の振り込みを開始しますので、お知らせします。

1 給付金の支給

(1) 振込開始日

令和4年2月18日（金）

※週2～3回の頻度で振り込みます。

※確認書（又は申請書）の審査が完了した方について順次、ご指定いただいた口座へ振り込みを行います。なお、振り込み後、支給完了通知を郵便でお送りします。

(2) 給付金額

1世帯あたり10万円

(3) 主な日程

令和4年2月18日（金） 支給開始（口座振込）以後、順次振込み

5月 2日（月） 確認書返送期限（消印有効）

※返送がお済みでない方はお早めに返送ください。

9月30日（金） 申請書提出期限（消印有効）

(4) 振り込みまでの期間

ア 住民税非課税世帯

確認書（又は申請書）受理後、1か月程度

イ 家計急変世帯

申請書受理後、1か月強程度

※住民税非課税世帯より多くの審査項目があるため時間を要する。

2 確認書発送等の状況（令和4年2月16日現在）

確認書発送件数（A）	98,440件
確認書受領件数（B）	63,547件
返送率（B/A）	64.6%

【家計急変世帯の申請も受け付けています】

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金は、令和3年度住民税均等割非課税世帯のほか、令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯（家計急変世帯）も対象となります。

<参考>

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の概要

(1) 対象世帯

ア 住民税非課税世帯

令和3年12月10日（基準日）において、千葉市に住民登録があり、同一の世帯に属する方全員が令和3年度分の住民税均等割非課税である世帯

イ 家計急変世帯

住民税非課税世帯に該当しない世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降家計が急変し、同一の世帯に属する方全員が令和3年度分の住民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯

<補足>

令和3年度分の住民税均等割が課されている世帯員全員のそれぞれの1年間の収入見込額又は1年間の所得見込額が、住民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下の世帯です。詳しくは千葉市非課税世帯等給付金コールセンターにお問い合わせください。

※ ア、イいずれも住民税均等割が課されている方の扶養親族等のみで構成される世帯は対象ではありません。

(2) 申請方法

ア 住民税非課税世帯

本市から非課税世帯に対し確認書を送付し、本市に返送していただきます。

※申請書の提出が必要な場合があります。（令和3年1月2日以降に転入した世帯等）

イ 家計急変世帯

申請が必要となります。

(3) 問合せ先

ア 千葉市非課税世帯等給付金コールセンター

(ア) 受付電話番号

0120-201-745（通話料無料）

※耳や言葉が不自由な方は、電子メールやFAXでお問い合わせいただけます。

E-mail: kyuhukin-suisin@city.chiba.lg.jp

FAX: 043-245-5541

(イ) 対応内容

制度の概要から、確認書、申請書の記載方法、個別事項のお問合せまで対応します。

(ウ) 受付時間

8:30～17:30（土日祝も対応※）

※土日祝の対応は、令和4年3月31日まで

イ 各区相談窓口

(ア) 設置場所

各区保健福祉センター（若葉区のみ若葉区役所内）に設置

(イ) 対応内容

確認書、申請書の記載方法や添付書類などの相談に対応します。

（※支給対象の確認や申請の受付は行いません。）

なお、窓口の新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から、まずは「千葉市非課税世帯等臨時特別給付金コールセンター」へのお問い合わせをお願いします。

(ウ) 受付時間

8:30～17:30（平日のみ）

<添付資料>

チラシ1 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

チラシ2 住民税非課税世帯等（家計急変世帯）に対する臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内